

# 教育委員会定例会会議録

平成29年 6月22日（木）

## 教育委員会定例会会議録

平成29年6月22日午後3時00分教育長神原聡が教育委員会定例会を茅ヶ崎市役所本庁舎4階会議室1に招集した。

会議出席委員は、次のとおり。

教育長 神原 聡    委 員 赤坂雅裕    委 員 城田禎行  
委 員 豊嶋常和    委 員 伊藤甲之介

2 会議出席事務局職員は、次のとおり。

|                     |                     |
|---------------------|---------------------|
| 教育総務部長 岸 宏司         | 教育推進部長 遊作克己         |
| 教育指導担当部長 吉野利彦       | 教育総務課長 小池吉徳         |
| 教育施設課長 大谷 篤         | 学務課長 山田修治           |
| 教職員担当課長 阿部知宏        | 教育政策課長 坂田 哲         |
| 学校教育指導課長 高橋 励       | 社会教育課長 飯田直士         |
| 史跡・文化資料館整備担当課長 石井 亨 | 小和田公民館担当課長兼館長 山田佳世恵 |
| 鶴嶺公民館担当課長兼館長 小川剛志   | 松林公民館担当課長兼館長 森井 武   |
| 南湖公民館担当課長兼館長 佐藤 勇   | 香川公民館担当課長兼館長 白鳥慶記   |
| 青少年課長 岡本隆司          | 体験学習施設準備担当課長 仲手川 武  |
| 図書館長 湯澤さいみ          | 教育センター所長 三瓶信哉       |

3 会議の大要は、次のとおり。

午後3時00分開会

○神原教育長 皆様、こんにちは。それでは、ただいまから6月定例会を開催いたします。

日程第1 教委請願第1号特別支援学級の増設に関する請願を議題といたします。

本請願は、5月12日付文書にて提出され、同日收受しております。審議に当たりまして、教育委員会に提出された請願についてはどのように扱うことになっているか、確認をお願いいたします。

○教育総務課長 教育委員会に提出された請願は、茅ヶ崎市教育委員会会議規則第20条の規定により会議に付すこととなっており、教育委員会定例会においてご審議の後、採択、

もしくは不採択を決定していただき、その結果を提出者に回答することが例となっております。なお、本日の会議にて採択、もしくは不採択の結論に至らない場合、継続審議とすることもあります。

○神原教育長 それでは、担当事務局、説明をお願いいたします。

○学校教育指導課長 学校教育指導課長よりご説明をいたします。

本請願の趣旨と今日までの特別支援学級の設置状況につきましては、5月の定例会でご説明したとおりですが、昨日、21日に第2回茅ヶ崎市議会教育経済常任委員会において、陳情第7号特別支援学級の増設に関する陳情について審議が行われております。陳情書の提出者は、このたび本請願を提出された方と同じ方であり、その内容についてもほぼ同じであることから、その結果についてご報告をいたします。

教育経済常任委員会で審議された陳情の趣旨といたしましては、法令にのっとり市立小・中学校全校への設置を目標として増設を進めること、茅ヶ崎市自治基本条例の趣旨に沿ってその検討過程をできるだけ公開すること、この2点を市長及び教育委員会に働きかけていただきたいというものです。結果として、この陳情につきましては採択という判断となりました。

討論で述べられたご意見といたしましては、障害者権利条約には、誰でも生涯にわたって地域社会の中でインクルーシブ教育を受ける権利があると明記されている。茅ヶ崎市教育委員会でもインクルーシブ教育を推進しているが、特別支援学級設置50%の現状では推進している状況とは言えない。課題、問題点は理解できるが、小・中学校時代は、同じ生活環境の地域でのかかわりは友達をつくる上で大変意義深い。知り合いのいる環境が障害者にとって何よりも安心感を生む環境と言える。それから、平成26年度以降、新たな開設が進んでおらず、この間、増設を求める保護者の思いがもうひとつ反映されていない。他市は全校設置が進む中、本市においても迅速な対応が求められていると考えるなどがございました。以上、参考としてご報告をいたします。

○神原教育長 それでは、担当課からの説明が終わりました。委員の皆様のご意見を伺います。いかがでしょうか。

○赤坂委員 この請願にあります特別支援学級の全校設置については、現在未設置となっている小・中学校の学区にお住まいになっていて、ほかの地区にお子さんを通学させている保護者の方々の願いであると理解しております。平成23年度の設置校は10校だったのですが、28年度は16校に6校新たに設置しているということ、設置率は31.3%から50%へ上

げているということ、これを私は高く評価いたします。しかし、現在でも設置率は50%というのは、確かに県内でも最下位であるということですので、この事実は教育委員会としても重く受けとめる必要があると考えます。その点から言えば、丁寧に受けとめながら対応していく。今後も設置校をふやしていくという努力を継続していくことが教育委員会としての努めであると私は考えます。

○伊藤委員 今、赤坂委員が言われたことに大きな異論はありません。現に3月に提出された陳情については、不採択としながらも、検討の方向性は全校設置も含めてさまざまな視点から協議するというふうに結論づけています。インクルーシブ教育システムの構築という視点から考えましても、障害のあるお子さん、それから障害のないお子さんも含めて、共生社会を目指すということは非常に大事なことだというふうに私は思います。

今回は特別支援学級の全校設置ということも考えたところだという視点で話が進められているわけですが、6.5%の発達障害、知的なおくれのないお子さんも通常校には在籍しているということが言われているわけですので、そういうお子さんたちの教育も含めながら、障害がある、ないということにかかわらず、共生社会を目指すような教育が必要かなというふうには思っています。そういう意味でも、茅ヶ崎市の特別支援教育をどう推進していくかという大きな視点に立って考えていくことが必要だと思います。そして、さまざまな教育の場がありますので、通級指導教室、それから支援の手だてとしてのふれあい補助員、特別支援教育巡回相談のあり方も含めた全体的な、総合的な検討が必要であるというふうに私は考えます。

○豊嶋委員 インクルーシブの教育を推進するという観点から言いますと、特別支援学級は多様な学びの場の1つとしてとても重要な選択肢だと思います。そして、特別支援学級の設置がニーズの全てということではないと理解していますので、全校設置を目指して増設を進める方向を示すとしても、進め方としては、予算の面もありますし、ほかに必要な支援の取り組みなどいろいろな要素も勘案しながら進めることが必要だと考えています。

○城田委員 この請願の中では、特別支援学級の増設の結果、検討はどのように進められているかが市民にわかりにくいということが指摘されています。担当課からは5月の定例会で、特別支援学級の増設についての検討をする増設検討委員会の会議録の扱いについて説明がありましたが、今回の請願に込めた思いは理解できる場所がありますので、検討の方向性や今後の見通しなどの情報については、市民の方々への提供をどのようにわかりやすくしていくかということを考える必要があると思います。

○神原教育長 そのほか委員の方で意見はございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、委員の皆様からそれぞれご意見をいただきましたが、ほかになければ、それでは議論をまとめていきたいと思えます。本請願は、4月20日の定例教育委員会においてご協議いただきました、鶴嶺小学校へ特別支援学級設置に関する陳情書と重なる部分があり、居住地区の学校に特別支援学級の開設を望む思いを真摯に受けとめる必要性については皆さん共通してお持ちだと判断をいたします。また、特別な支援を必要としているお子さんを育てる親としては、我が子の学びの場がどのように考えられているのかを知りたいという思いについても十分理解できるというお考えがあったと思えます。

学校教育という大きな子供たちの学びの環境を整えていく上で、ほかのさまざまな施策とのバランスには当然配慮する必要はございますが、特別支援学級の増設という課題に対する考え方としては、小・中学校全校への設置を目指すという方向性を明らかにしておくことが、その環境を必要としている市民の皆様への安心感にもつながるというご意見もございました。それらのことを勘案いたしますと、本陳情の法令にのっとり、市立小・中学校全校への設置を目標として増設を進めること及び茅ヶ崎市自治基本条例の趣旨に沿って、その検討過程をできるだけ公開することのこの2点については、今後の茅ヶ崎市の特別支援教育の方向性を考えていく上での大切な課題として受けとめ、本件につきましては採択としたいと思えますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○神原教育長 それでは、本請願を採択することと決めます。

なお、教育長として一言お話をさせていただきます。今回の請願書は、お子様が暮らす地域の学校への特別支援学級の増設を願うご家族の声として真摯に受けとめてまいりたいと思えます。しかしながら、市の財政状況も含めて考えますと、即座に全校設置が可能であるというふうには言えず、また、現在実現に向けて協議を始めております小学校1校への増設についても、設置校の決定についてはさまざまな観点から総合的に判断することとなろうかと思えます。本日の採択を受けて、まずは小学校1校の増設に向けてしっかり取り組みながら、今後の特別支援教育の方向性を示せるよう関係各課に指示をし、計画的に推進を図ってまいりたいと思えます。

それでは、次に移らせていただきます。日程第2 教委議案第24号平成30年度使用小・中学校及び特別支援学級教科用図書の採択についてを議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○学校教育指導課長 日程第2 教委議案第24号平成30年度使用小・中学校及び特別支援学級教科用図書の採択について、学校教育指導課長よりご説明申し上げます。

9ページをごらんください。本年度は小学校の特別の教科道徳の採択が行われますが、それ以外の教科については小・中学校ともに採択がえではなく、平成30年度使用小・中学校及び特別支援学級教科用図書の採択につきましては継続採択として、現在使用中の教科用図書と同一のものを採択することが法的に規定されております。したがって、本委員会におきまして、前回の定例会でご審議いただき決定しております平成30年度使用小中学校及び特別支援学級教科用図書採択基本方針に基づきまして、平成30年度に使用する小・中学校及び特別支援学級教科用図書につきましては、10ページから13ページに示してあります平成29年度に使用している教科書と同一のものをご採択いただきますようお願いいたします。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○神原教育長 説明が終わりました。ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

特にご意見等がなければ、日程第2 教委議案第24号平成30年度使用小・中学校及び特別支援学級教科用図書の採択については原案のとおり採択することではいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○神原教育長 それでは、原案のとおり決めます。

次に、日程第3 教委議案第25号いじめの防止等のための対策に関する事項についての諮問についてを議題といたします。

担当事務局、説明をお願いします。

○学校教育指導課長 日程第3 教委議案第25号いじめの防止等のための対策に関する事項についての諮問について、学校教育指導課長よりご説明申し上げます。14ページ、15ページをごらんください。

本案につきましては、茅ヶ崎市いじめ防止対策調査会規則第2条の規定に基づき、いじめの防止等の対策に関する事項について調査研究を行うため、茅ヶ崎市いじめ防止対策調査会委員に諮問することについて御審議いただきますようお願い申し上げます。

○神原教育長 説明が終わりました。ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。よろしいですか。

それでは、特にご意見等がなければ、教委議案第25号いじめの防止等のための対策に関

する事項についての諮問については原案のとおり諮問することでいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○神原教育長 それでは、原案のとおり決めます。

次に、日程第4 教委報告第13号平成29年度教育費の補正予算に関する専決処分について及び日程第5 和解についての専決処分についての以上2件は関連がありますので一括して議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○学務課長 日程第5 教委報告第14号和解についての専決処分について学務課長よりご説明いたします。議案書18ページから21ページをごらんください。

本案は、茅ヶ崎市立西浜小学校に設置された遊具からの児童の落下事故に係る国家賠償請求事件について和解を成立させるため提案したものでございます。

初めに、事件の概要と和解に至る経過についてご説明いたします。平成23年7月4日午後4時ごろ、当時、茅ヶ崎市立西浜小学校の2年生であった原告が、同校の校庭に設置されたアマゾンジャングルと称する複合遊具で遊んでいたところ、本件遊具の高さ約3メートルの場所から落下し頭部を強打、急性硬膜外血腫、視束管骨折等の障害を負い、茅ヶ崎市立病院に救急搬送され、同日夜、東海大学附属病院に再搬送されました。原告は同年7月29日まで入院し、8月1日から平成24年4月2日まで通院しました。平成26年10月20日に原告から本件遊具自体の危険性や管理上の瑕疵等があったとして、茅ヶ崎市を被告とする国家賠償請求が横浜地方裁判所へ提訴され、以後、約2年半にわたって審理が行われてきました。

その後、平成29年4月21日に裁判所から、茅ヶ崎市が原告に対し解決金として2000万円を支払うことを内容とする和解案が示され、5月30日には茅ヶ崎市が原告に対し解決金2000万円を支払うとともに、本件遊具を速やかに撤去することで和解を成立させることを双方で確認いたしました。なお、現在開催中の平成29年第2回市議会定例会で議決をいただいた後、7月13日に横浜地方裁判所において正式に和解を成立させる予定でございます。

急施を要し委員会を招集するいとまがなく、教育長において専決処分をさせていただきましたので、茅ヶ崎市教育委員会事務委任規則第5条第2項の規定に基づき承認をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○教育総務課長 日程第4 教委報告第13号平成29年度教育費の補正予算に関する専決処分について教育総務課長よりご説明申し上げます。議案書は16ページ、17ページとなります。

本補正予算は、ただいま学務課長より説明がありました教委報告第14号和解についての専決処分についての和解の内容(3)に示された「被告は、茅ヶ崎市立西浜小学校に設けられた『アマゾンジャングル』と称する複合遊具を速やかに撤去するものとする。」という条項に基づき、当該遊具を撤去するための費用として66万1000円を計上するものです。

本件は急施を要したため委員会を招集するいとまがなく、教育長において専決処分をさせていただきますので、茅ヶ崎市教育委員会事務委任規則第5条第2項の規定に基づき、承認をお願いする次第でございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○神原教育長 説明が終わりました。ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

特にご意見等がなければ、日程第4 教委報告第13号平成29年度教育費の補正予算に関する専決処分について及び日程第5 教委報告第14号和解についての専決処分についての以上2件の報告を承認することよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○神原教育長 それでは、承認することといたします。

次に、日程第6 教委報告第15号茅ヶ崎市文化財保護審議会特別委員の委嘱に関する専決処分についてを議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○社会教育課長 日程第6 教委報告第15号茅ヶ崎市文化財保護審議会特別委員の委嘱に関する専決処分について、社会教育課長からご報告いたします。議案書の22ページから24ページをごらんください。

本件は、下寺尾官衙遺跡群と重なる形で遺構が確認されている弥生時代の環濠集落跡について国史跡への指定を意見具申するため、駒澤大学文学部歴史学科准教授の寺前直人様を、平成29年6月1日付で文化財保護審議会特別委員に委嘱することについて専決処分をさせていただきますので、茅ヶ崎市教育委員会事務委任規則第5条第2号に基づきまして報告し、ご承認をお願いするものでございます。

寺前様は弥生時代の研究に造詣が深く、大阪市出身で、弥生時代の本場である西日本の

遺跡にも精通していらっしゃいます。史跡指定の意見具申に向けて、遺跡の評価等の取りまとめに専門的見地から指導、ご助言をいただくものでございます。

説明は以上となります。よろしくご承認のほどお願い申し上げます。

○神原教育長 説明が終わりました。ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、特にご意見等がなければ、日程第6 教委報告第15号茅ヶ崎市文化財保護審議会特別委員の委嘱に関する専決処分についての報告を承認することよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○神原教育長 それでは、承認することといたします。

次に、日程第7 教委報告第16号工事請負契約の締結に関する専決処分についてから日程第9 教委報告第18号工事請負契約の締結に関する専決処分についてまでの以上3件は関連がありますので、一括して議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○体験学習施設準備担当課長 日程第7 教委報告第16号工事請負契約の締結に関する専決処分についてから日程第9 教委報告第18号工事請負契約の締結に関する専決処分についてまで、以上3件の提案理由並びにその概要につきまして一括して、体験学習施設準備担当課長よりご説明いたします。

本報告は、急施を要し委員会を招集する時間的余裕がございましたので、茅ヶ崎市教育委員会事務委任規則第4条の規定により専決処分をいたしましたものでございます。ここに委員会のご承認をお願いしたく、同規則第5条第2項の規定により提案いたしました次第でございます。議案書の25ページをごらんください。

本報告は、(仮称)茅ヶ崎公園体験学習施設建設(建築)工事の請負につきまして、去る5月2日に一般競争入札を行いました結果、工藤・亀井特定建設工事共同企業体が9億2232万円で落札し、5月19日に仮契約を締結しております。

続きまして、議案書の29ページをごらんください。本報告は、(仮称)茅ヶ崎公園体験学習施設建設(電気設備)工事の請負につきまして、去る5月10日に一般競争入札を行いました結果、西山・鈴木特定建設工事共同企業体が2億2680万円で落札し、5月24日に仮契約を締結しております。

続きまして、議案書の33ページをごらんください。本報告は、(仮称)茅ヶ崎公園体験

学習施設建設（機械設備）工事の請負につきまして、去る5月22日に一般競争入札を行いました結果、富士古河E&C株式会社が1億9764万円で落札し、6月7日に仮契約を締結しております。

以上3件につきまして、予定価格が1億5000万円以上の工事請負契約の締結は議会の議決が必要となることから、平成29年第2回茅ヶ崎市議会定例会におきまして議案として提出をいたしました。

工事の概要ですが、本工事は、茅ヶ崎公園北西の庭球場部分に、鉄筋コンクリート造、地上2階、地下1階、延べ床面積3305.53平方メートルの体験学習施設を建設するもので、平成31年1月の開設を予定しております。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○神原教育長 説明が終わりました。ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

特にご意見等がなければ、日程第7 教委報告第16号工事請負契約の締結に関する専決処分についてから日程第9 教委報告第18号工事請負契約の締結に関する専決処分についてまでの以上3件の報告を承認することによろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○神原教育長 それでは、承認することといたします。

次に、日程第10 教委報告第19号茅ヶ崎市いじめ防止対策調査会委員の委嘱に関する専決処分についてを議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○学校教育指導課長 日程第10 教委報告第19号茅ヶ崎市いじめ防止対策調査会委員の委嘱に関する専決処分について、学校教育指導課長よりご説明申し上げます。37ページをごらんください。

本案につきましては、茅ヶ崎市いじめ防止対策調査会規則第3条第1項に基づき、関係機関等より推薦がありました9人の委員に、平成28年12月25日より平成30年12月24日までを任期として委嘱をしているものですが、関係機関の人事改正に伴い、38ページにお示したとおり、1名の委員につきまして変更の申し出がありました。本来であれば、本委員会にてご審議いただいた後の変更となるところですが、小学校長会代表であった委員が勤務先の異動により小学校長会を脱会していることから、速やかに新委員を委嘱する必要があるため、専決処分とさせていただいたものです。

なお、平成30年12月24日までの茅ヶ崎市いじめ防止対策調査会の委員につきましては、39ページの9名が委員となり、変更のあった1名につきましては、同調査会規則第3条第2項に基づき、前任者の残任期間となることを申し添えます。

以上、ご報告をいたしますので、ご承認をお願いいたします。

○神原教育長 説明が終わりました。ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

特にご意見等がなければ、日程第10 教委報告第19号茅ヶ崎市いじめ防止対策調査会委員の委嘱に関する専決処分についての報告を承認することよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○神原教育長 それでは、承認することといたします。

ここで皆様にお諮りいたします。これ以降の議題は人事に関する案件でございますので、その性質上、非公開といたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○神原教育長 異議なしと認め、非公開会といたします。

午後3時27分閉会